也的人道流送人

発行者: 晴嵐学区 「人権・生涯」学習推進協議会 第 11 号 令和元年7月1日発行

一 令和元年度定期総会を開催しました 一

晴嵐学区人推協の令和元年度総会を、5月27日(月)に 晴嵐市民センター会議室において開催し、平成30年度事業 報告及び決算報告、令和元年度事業計画(案)及び予算(案) と役員(会長及び監事)の再任が賛成多数により承認されま した。

また、6月19日(水)に開催しました晴嵐学区人推協の 理事会において、令和元年度役員が次の通り承認されました。 今年度も役員一同で事業の推進や啓発に努めてまいりま すので、皆様のご理解とご支援ご協力を、よろしくお願い申 し上げます。



令和元年度 晴嵐学区「人権·生涯」学習推進協議会役員名簿

(呼称略)

13 JH SO T	<u>~ 11</u>	/年() 上		1,1,0	/// H JA —	人人口内	- (1 \\1.\mu\)
役職	氏	名	所 属 等	役職	氏	名	所 属 等
会 長	杉本	繁	人推協賛同者 (識験者)	理事	山下	容 子	清和幼稚園
副会長	竹嶌	貞 子	人推協賛同者(識験者)	"	橋 詰	幸喜	晴嵐小学校
IJ	草 野	雅之	人権擁護推進員	"	丸 野	憲 昭	北大路中学校
理事	岡本	紘 忠	社会福祉協議会	"	川辺	勉	粟津中学校
IJ	三澤	明 美	コミュニティ推進委員会	"	田中	孝昌	石山高等学校
IJ	河 野	基 亜	民生児童委員協議会	"	河 井	昭 成	晴嵐小学校 P T A
IJ	門 野	健 二	青少年育成指導者連絡協議会	"	山田	浩 章	北大路中学校PTA
IJ	岩 見	しなゑ	健康推進協議会	"	井 上	修 司	粟津中学校 P T A
IJ	辻	友 教	青少年育成学区民会議	"	小嶋	幸一	晴嵐支所
IJ	岡本	— 郎	自治連合会	監 事	小 林	健二郎	民生児童委員協議会
IJ	赤坂	茂 樹	防犯推進協議会	"	西村	克	自治連合会
IJ	目片	清	体育協会	会 計	久 保	佳代子	人推生涯学習推進員
IJ	乾 澤	正 和	身体障害者更生会	事務局長	初田	勝廣	人権生涯学習推進員
IJ	永 阪	幸 子	晴嵐保育園	事務局員	田中	敦 美	主任児童委員
IJ	下村	和美	大津あいあい保育園	IJ	西村	幸 男	人推協賛同者 (識験者)
IJ	西	享 子	つばさ保育園	IJ	西田	信宏	生涯学習専門員
IJ	陣 川	晋 一	石山くじら保育園			^ ∌l. o	4 57
IJ	宮城	智 美	晴嵐幼稚園			合 計 3	4名

人権・生涯学習推進員 研修会を開催

一令和元年度人権・生涯学習推進員の委嘱状を交付ー



5月27日(月) 晴嵐市民センターに於いて、大津市人権・生涯 学習推進員の委嘱状交付式と研修 会を開催しました。

講師として大津市教育委員会生 涯学習課主査 山下氏にお越しい ただき、推進員37名、役員等含 めて総数66名の方の参加があり ました。研修は「気づきから行動 へ」~人と人がつながる豊かな社 会をめざして~をテーマに、人 権・生涯学習とは何か、推進員と しての役割や、考え方、理解と認

識等を映写資料に基づいて、わかりやすくお話しいただきました。新しく推進員さんになられた方を始め、推進員の役割と活動について考えていく上で、有意義な研修会を催すことが出来、今後の推進員活動に生かしていただければと考えています。

研修会のご案内

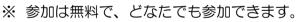


人権を考える大津市民のつどい 晴嵐学区「夏の集会」

映画(DVD)上映会

日時:令和元年7月6日(土)10:00

~11:30(受付9:30~) 場所:晴嵐市民センター 3階大ホール



※ 午前7時に警報が発令中は中止とさせていただきます。

※

【第1部】「子どものケータイ利用が問題を生む理由」

1999年にインターネット機能付き携帯電話が発売されて以来、携帯電話を使用した青少年の犯罪・非行がとまりません。なぜケータイからのインターネット利用でトラブルが発生するのでしょうか。その理由とそれに対する対策をわかりやすく解説します。



ネット上のコミュニケーション、ネットいじめ、ネット依存、ネットゲーム等への課金や有害サイトのアクセス等のトラブル事例をあげながら、家庭でのルール作りや危険性とその対策について啓発していきます。

「人権・生涯学習推進員」、「人権擁護委員」、「人権擁護推進員」

八惟 工涯于	1 1 1 C 7 (1)	/ / /		心奴 30 石
委員氏名	所属自治会	委員氏名	所属自治会	委員氏名
中倉 敏和	西上之町	今井 克己	国分一丁目1区	奥田 史郎
原田 富夫	IJ	東 幸男	IJ	喜多 紀代
西村 克	南上之町	増尾 兆栄	国分一丁目2区	稲垣 義明
目片 優次	北 上 之 町	川村 享司	"	泉原 雄次
岡本 一郎	中 之 町	井出 創	国分一丁目3区	真田 信三
赤坂 茂樹	"	田中 敦美	国分一丁目4区	乾 正典
久保 哲夫	下 之 町	久保 佳代子	IJ	福森 知弘
須左美 邦夫	浜 町	藤原 博司	国分一丁目5区	樋口 修久
秋野 実	,,,	梅村 郁子	IJ	町田 光男
芝山 真一	ヴィーナススクエア	島 信之	国分一丁目ソシエテ	松井 淳
村木 弘富	,,,	渡部 由美子	国分二丁目1区	三上 正男
久保 晋	河 原 町	松井 安子	IJ	小笹 いし子
脇野 剛	元 町	目片 勇	国分二丁目2区	慶田 淑子
(自治連未加入)	旭町	目片 勇	IJ	大久保 和久
国米 實	IJ	谷川 明	田 辺 町	小西 弘一
森部 修	長 等 町	矢野 憲悟	IJ	鎌田 實
今井 友幸	宮の内町	圓花 英樹	螢 谷	今井 良祐
藤田 耕吉	IJ	初田 勝廣	IJ	石井 千枝美
中田 克弥	シティオ大津石山	目片 良和		0 2
グレーシィ石山 小梶 和子		合計 5 8 名 " 内賀嶋 祥子		0 省
	委 中原西目岡赤久須秋芝村久脇(国森今藤中氏和夫次郎樹夫夫) 一茂哲邦実真弘晋剛加實修幸吉弥 一種一次郎樹夫夫	委員氏名所属自治会中倉 敏和西上 之 町原田 富夫西上 プーサススクェア西村 克 優次中 之 町町町 上 之 町町市 北 上 之 町町赤坂 茂樹" 之 町町大保 哲夫下 泛 町町秋野 実" ブィーナススクェア村木 弘富" 原 町人保 晋 剛 元 原 町一 町 町協野 剛 元 町町町 町(自治連未加入) 旭 町町 町国米 實 奈 内 町京 の 町森部 修 号 宮 の 川アイオ大津石山	委員氏名所属自治会委員氏名中倉 敏和西上 之 町	委員氏名 所属自治会 委員氏名 所属自治会 中倉 敏和 西上之町 与井 克己 国分一丁目1区 原田 富夫 "東 幸男 " 西村 克 南上之町 増尾 兆栄 国分一丁目2区 目片優次 北上之町 川村享司 " 岡本一郎 中之町 井出 創 国分一丁目3区 国分一丁目4区 赤坂茂樹 "田中教美 国分一丁目4区 人保 佳代子 " 久保哲夫 下之町 久保佳代子 " 国分一丁目5区 秋野 実 "梅村 郁子 " 国分一丁目5区 秋野 実 "梅村 郁子 " 国分一丁目1区 大野 美 国分一丁目1区 国分一丁目1区 久保 晋 河 原 町 松井 安子 " 国分二丁目1区 人保 晋 河 原 町 松井 安子 " 国分二丁目2区 (自治連末加入) 旭 町 目片 勇 " 田 辺 町 田 辺 町 保 野 田 辺 町 田 辺 町 田 辺 町 田 辺 町 田 辺 町 田 辺 町 田 辺 町 田 辺 町 田 辺 町 田 辺 町 田 辺 町 田 辺 町 田 田

人権・生涯学習推進員の活動内容とは、研修会や人推協活動で話し合われた内容などを地域の団体 (自治会)や住民に伝え、地域における役割や要望を人推協活動に反映させていきます。

人権擁護委員 (晴嵐学区)

氏	名	郵便番号	住 所	電話番号
梅村	俊 二	520-0851	大津市唐橋町7-31 (梅村司法書士事務所)	5 3 3 - 2 2 2 2
田附	美惠子	520-0844	大津市国分一丁目20-16	5 3 4 - 2 7 4 1

人権擁護委員とは、法務大臣から委嘱され、人権侵害事件の調査処理や人権相談、人権啓発活動などを行っています。

人権擁護推進員 (晴嵐学区)

氏	名	郵便番号	住 所	電話番号
山岡	昭 次	520-0844	大津市国分二丁目27-33	5 3 7 - 1 7 4 3
岩 見	しなゑ	520-0851	大津市唐橋町1-8	537-0880
草 野	雅之	520-0856	大津市光が丘町2-24	5 3 7 - 3 0 1 8
赤坂	茂 樹	520-0833	大津市晴嵐一丁目4-11	5 3 7 - 7 4 9 8

人権擁護推進員とは、大津市長から委嘱され、人権擁護委員と協力して人権相談や啓発活動等、地域社会に根ざした活動を行っています。

人権ニュース

~人権教育や生涯学習は なぜ行うの?~

人権に関する教育や啓発活動は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号)」で次のように定められています。

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に資することを目的とする。



(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、 人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深める ことを目的とする広報その他啓発活動(人権教育を除く)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の青務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)に のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する債務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏ま え、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与 するよう努めなければならない。

第7条では基本計画の策定、第8条で年次報告、第9条で財政上の処置が定められています。

「人権・生涯」学習とは…

生涯学習を推進する中で、大きなテーマとして人権の課題がありますが、様々な人権課題を深め、 生涯を通じ、あらゆる機会で学習するため、大津市ではこの名称を使うようになりました。



人権啓発シンボルマーク [人権 = 心のマーク]

【編集後記】

平成も終わり、新しい年号(令和)がスタートしました。 時代の移り変わりと合わせて、人権問題も様々な要因が浮き 彫りとなってきておりますが、基本は「誰もが如何なる差別 もない安心して暮らせること」が一番です。今後も身近なテ ーマを掲載していきたいと考えております。また、紙面に係 わらず、人権に関するお気づきの点やご要望など、ご意見を お待ちしております。

CONTRACTOR CONTRACTOR

晴嵐学区「人権・生涯」学習推進協議会 電話537-0743 (晴嵐公民館内)